

仙台市職員共済組合職員の職務名に関する規程

令和5年6月15日
(令和5年規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台市職員共済組合（以下「組合」という。）の職員の職務名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務名の付与)

第2条 組合に属する職員については、その職務内容に応じ、次の各号に定める職務名のいずれかを付与する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 主幹
- (4) 係長
- (5) 主査
- (6) 総括主任
- (7) 主任
- (8) 主事
- (9) 専門員

附 則

- 1 この規程は、令和5年6月15日から施行する。
- 2 現に組合に属する職員のうち、従前、書記であった者については、この規程の施行により主事の職務名を付与されたものとみなす。